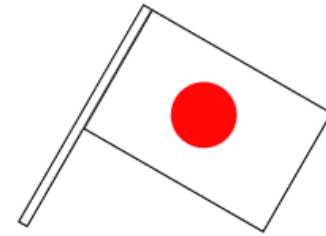


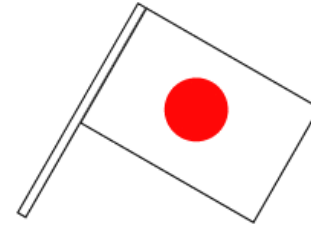
と共存する



から



と共存する



へ

by ni0615 田島直樹

2つの新しい教科書

- ❖ ICRP 刊行書 111「原子力事故もしくはは緊急放射線被ばく後の長期汚染地域住民の防護に関する委員会勧告」(2008, 2011.4 翻訳)
- ❖ IAEA 安全基準 全般的な安全指針 GSG-2
「原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準」(2011.7, 2012.1 翻訳)

「原発との共存」から
「原発事故との共存」へ

① ICRP

国際放射線防護委員会

簡単な歴史

■1950年 ICRP（国際放射線防護委員会）発足

■1977年基本勧告～1990年基本勧告

●実効線量体系＝人体被害と経済利益を天秤に

●「正当化」「最適化(ALARA)」「線量限度」の三位一体

●「行為 practice」（原発事業者）と

「介入 intervention」（規制当局）の拮抗

★批判は、中川保雄『放射線被曝の歴史』参照

ICRP は大きく舵を切った

■ チェルノイブイリ級事故を前提とした 2007 年基本勧告

- 3 つの「被曝状況」＝「計画的被曝状況」「現存被曝状況」「緊急時被曝状況」。
- 「線量限度 $< 1\text{mSv/y}$ 」は、平常運転時の「計画的被曝状況」にのみ適応
- 事故後「現存被曝状況」では $1 \sim 20\text{mSv/y}$ 、「緊急時被曝状況」では $20 \sim 100\text{mSv/y}$ 。

- そこでは「行為 practice」(原発事業者)の不在と免責。
 - ※「現存被曝状況」「緊急時被曝状況」の記述の中に「行為 practice」(原発事業者)は一切登場しない。
- 代わりに住民（ステークホルダー）の共同責任
 - ※ICRP 刊行書 111

ICRP の最新文書

■ ICRP 刊行書 111 「原子力事故もしくはは緊急放射線被ばく後の長期汚染地域住民の防護に関する委員勧告」

● 2007 年基本勧告の翌年 2008 年に書かれて、昨年 4 月に翻訳公開

- ・ 福島ダイアローグ会議 ・ 福島ステークホルダー協議会
- ・ 福島エートス ・ こどもたちを放射能から守る科学者ネットワーク、 などのバイブル

事故前と事故後

【事故が起きる前】（1990年基本勧告まで）

「正当化」＝いかなる被曝もそれ以上の利益がないものは被曝を正当化することができない、つまり（事業者が作業員や公衆を）被曝させることは認められない

ところが

【事故が起きたら】（2007年基本勧告では）

「現存被曝状況」「緊急時被曝状況」

＝事故を起した原発事業者の記述不在、すなわち責任免除（既出）

さらに

「正当化」の意味の逆転

いかなる被曝状況の変更も「正当化」されねばならない、という論理で、被曝の正当性を問うのではなく、被曝軽減策の「正当性」を問う

(例えば)「100mSv までには健康被害がないのだから、20mSv 以下の地域で過剰に除染したり、住民避難の権利を認めることは、費用対効果の観点から「正当化」されない」、という言い方

結果としての福島現状

線量限度 $1\text{mSv}/\text{y}$ の軽視
放射線管理区域以上という
異常な毎日がなお続く

福島は

「原発事故との共存」

ICRP 新方針の試金石

「原発との共存」から
「原発事故との共存」へ

② IAEA

国際原子力機関

簡単な歴史

- 1957年に、原子力利用の推進と核保有国以外の軍事転用を防止する目的で、国際連合の下に設置
- WHO や ILO など他の国連諸機関の上に立つ協定を締結
- チェルノブイリ大惨事後は、情報遮断と被害の矮小化に奔走、チェルノブイリフォーラムを主宰

ふくしま集団疎開裁判 HP の最新ページ参照

最新文書

IAEA 安全基準シリーズ No. GSG-2

原子力又は放射線の緊急事態への
準備と対応に用いる判断基準
全般的な安全指針

共同策定:

国際連合食糧農業機関 (FAO), 国際原子力機関 (IAEA), 国際労働機関 (ILO), パンアメリカン保健機関 (PAHO), 世界保健機関 (WHO) . . . ドキュメンタリー「真実はどこに」

© IAEA, 2011 Printed by the IAEA in Austria,
July 2011

翻訳 2012 年 1 月 独立行政法人 原子力安全基盤機構

この教科書は、今、
どこで引っ張りだこになっているか？

⇒ (六本木) 原子力規制庁、
原子力規制委員会

- 緊急時原子炉「安全操作」基準
- 緊急時「新防災指針」のドサクサ策定
- 緊急被曝医療「マニュアル」への参考
- 福島県民健康管理の「上から」の規定

GSG-2 記述例 頑固な 100mSv 安全説

「3.32 最近の疫学的データからは、放射線起因の癌は、高い線量率で 0.1Sv を超える被ばくを受けた大きな人口集団で統計的に有意に検出されていることが示されている。これらのデータは、例えば日本での原爆の生存者における・・・疫学調査に基づいたものである。長期間にわたり低線量 (0.1Sv 未満) に被ばくした個人で、そのような影響が認められるとの点は実証されていない。

健康管理の否定

長期的な健康調査プログラムに、非常に低い線量で被ばくした人を含めることは、不必要な不安を生じさせる可能性がある。さらに、公衆の健康維持の観点からみて費用対効果がない。」

医学調査は正当化されない

「3.33 1986年のチェルノブイリ事故後での長期的追跡

調査の評価からは、1Gy 未満の被ばくを受けた人に対する医学的追跡調査は、甲状腺への吸収線量の場合を除いて、実施を正当化されないことのあることが明らかになった。

チェルノブイリ事故の健康影響と特別健康診断プログラムに関する WHO の報告書で指摘されているように、無症候性な人に対する癌のスクリーニング試験は、・・・乳房癌と頸部癌のスクリーニングを除き、生存率又は生活の質のいずれかの改善との観点から利益が認められなかった。

甲状腺がん調査だけは認める

放射性ヨウ素同位体の放出を伴う緊急事態の後での甲状腺癌スクリーニングは、チェルノブイリ事故後に被ばくした子供に対する早期診断と治療に非常に有効であった…」

福島は

「原発事故との人類の共存」

という新方針の突破口

避難させない子どもたちは

そのための「人質」か

「原発との共存」から
「原発事故との共存」へ

③経産省資源エネルギー庁
「原子力立地・核燃料サイクル産
業課」（原子力核燃課）



9 月

「内閣府ですか？ 甲状腺の県外調査を担当している『内閣府被災者支援チーム』お願いします」

「被災者支援チームはここにはいません、経産省へ電話してください」 ?????

「経産省ですか？ お宅に間借りしてる『内閣府の被災者支援チーム』をお願いします」

「おつなぎ出来ません。原子力安全保安院に回しますから、そこで許可を取ってください」（原子力安全保安院と内閣府の被災者支援チームが相部屋？）

「保安院です一寸まって下さい、支援チームがOKならば回します。NOなら回せません」

ようやく

「支援チームです」

「甲状腺の県外調査は競争入札というのに、
内閣府の競争入札として開示されていま
せんね。極秘事項なのですか？」

「内閣府のHPにはありません。経産省のHP
を見てください」

「えっ、それは一体何故？」・ ・ ・ ・ ・

【証拠 1】

経済産業省 HP の『調達情報』

長崎県、山梨県、青森県で行なわれる「甲状腺結節性疾患有所見率など調査事業」の発注者は、「原子力立地・核燃料サイクル産業課」。納品先も「原子力立地・核燃料サイクル産業課」。

オーナーは原子力核燃課

(原子力立地・核燃料サイクル産業課)

役所と言うところは、予算の執行権を握ることこそ権力行使すなわち支配の証。予算の執行権をもつものがオーナーです。

原子力核燃課は、原子力規制庁ができる9月19日までは、「内閣府被災者支援チーム」を

雇われマダムとして使って、
福島県県民健康管理検討委員会や福島県立医
大の健康管理センターを操縦。



12月4日

「環境省大臣官房ですか？」

環境大臣が11月20日に記者会見した甲状腺の県外調査は8月に報道された県外調査とは別物ですか？」

2時間後夜7時のお返事、

「・・・参事官室です、お答えします。同じものです。」

「別物のように報道されましたが？ やっぱり予算は経産省の原子力立地・核燃料サイクル産業課ですか？」

「・・・は、はい」

「経産省と環境省の関係は？どんな取り決めですか？」

「・・・返事は2週間後にしかできません。会議で忙しいので」

オーナーは原子力核燃課

(原子力立地・核燃料サイクル産業課)

つまり雇われマダムの交代、
原子力規制庁ができた9月19日からは、「環境省放射線健康管理担当参事官室」を雇われ
マダムとして使って、福島県県民健康管理検
討委員会や福島県立医大の健康管理センター
を操縦。

【証拠 2】

落札者は・・・鈴木真一氏が「甲状腺診断基準用語委員長」を務める「乳腺甲状腺超音波診断会議」、医学的記述である入札仕様書を書いたのもおそらく鈴木氏。自作自演競争入札



記者会見する福島県立医大の鈴木真一教授(中央)＝11日午後、福島市

因みに、雇われマダム参事官

「経産省資源エネルギー庁・原子力立地核燃サイクル産業課」というオーナーの下で働く雇われマダムは、環境庁総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官。桐生康夫さん。前職は同部企画課特殊疾病対策室室長、すなわち水俣病担当。

水俣の教訓は福島で

配役まとめ

オーナー 経産省原子力立地・核燃料サイクル産業課

雇われマダム 内閣府、被災者支援チーム（～9/19）

環境省、放射線健康管理担当参事官室（9/19～） **従業**

員 福島県県民健康管理検討委員会/福島県立医大放射線

県民管理センター（山下、鈴木 et al 方々） **外注** 乳腺甲

状腺超音波診断会議（鈴木 et al）

福島の子どもの命と健康は、
お釈迦様ならぬ経産省内の原発推
進指令部である原発核燃課（原子力
立地・核燃料サイクル産業課）の予算執行と
いう掌の上で弄ばれています。

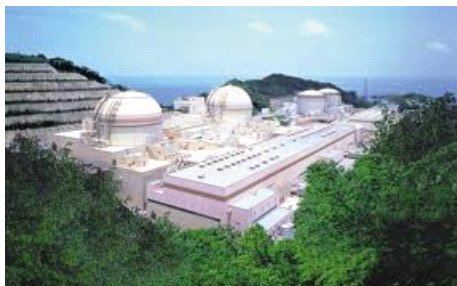
それは、

IAEA の総合支配と同じ構造。

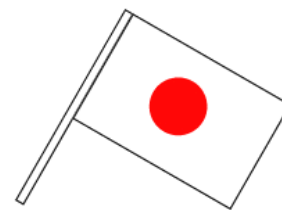
わが国も

「原発事故との共存国家」

へと向いつつある



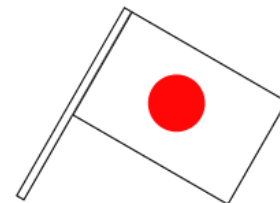
と共存する



から



と共存する



へ

END